

保護者様へ

新潟市こども未来部保育課

## 新型コロナウイルス感染症の場合の登園について

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

**【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。**

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

- ・ 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。
- ・ ただし、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

【例】

【発症後4日目に症状が軽快した場合】

| 6/1 | 6/2 | 6/3 | 6/4 | 6/5  | 6/6 | 6/7 |      |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目  | 5日目 | 6日目 |      |
| 発症  |     |     |     |      |     |     | 登園可能 |
|     |     |     |     | 0日目  | 1日目 |     |      |
|     |     |     |     | 症状軽快 |     |     |      |

【発症後5日目に症状が軽快した場合】

| 6/1 | 6/2 | 6/3 | 6/4 | 6/5 | 6/6  | 6/7 | 6/8 |      |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目  | 6日目 | 7日目 |      |
| 発症  |     |     |     |     |      |     |     | 登園可能 |
|     |     |     |     |     | 0日目  | 1日目 |     |      |
|     |     |     |     |     | 症状軽快 |     |     |      |

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用） ※保護者が記入してください。

施設名 牡丹山ひかりこども園 クラス \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので

年 月 日より登園いたします。

診断を受けた医療機関 \_\_\_\_\_

発症日： 月 日

解熱した日： 月 日

登園日： 月 日

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_